

平成 19 年度(2007 年度) 第 1 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 19 年 6 月 1 日(金曜日)
午後 2 時 05 分開会
午後 5 時 10 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

出席した委員

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 会 長 | 増田 昇 氏 | 委 員 | 二石 博昭 氏 |
| 委 員 | 大石 吉部 氏 | 委 員 | 藤井 稔夫 氏 |
| 委 員 | 岡村 幸雄 氏 | 委 員 | 牧原 繁 氏 |
| 委 員 | 新田 保次 氏 | 委 員 | 笹川 吉嗣 氏 |
| 委 員 | 弘本 由香里 氏 | 委 員 | 松永 昭 氏 |
| 委 員 | 舟橋 國男 氏 | 委 員 | 島村 治規 氏 |
| 委 員 | 増田 京子 氏 | 委 員 | 島谷 康史 氏 |
| 委 員 | 北川 照子 氏 | 委 員 | 松井 治男 氏 |
| 委 員 | 神田 隆生 氏 | | |

委員 17 名 出席

審議した案件とその結果

- 案件 1 北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について
【付議】
賛成多数に付き、原案どおり議決
- 案件 2 北部大阪都市計画高度地区の変更について【付議】
賛成多数に付き、原案どおり議決
- 案件 3 北部大阪都市計画下水道の変更について【付議】
原案どおり議決
- 案件 4 北部大阪都市計画道路の変更について【諮問】
賛成多数に付き、原案どおり答申
- 案件 5 景観計画の策定について【諮問】
原案どおり答申
- 案件 6 市街化調整区域における土地利用方針の検討について【報告】
報告書に基づき報告

事務局（松本担当主査）

定刻になりましたので、ただ今から、平成 19 年度第 1 回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

前回と同じように、まず最初にマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しておりますので、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願い致します。

各委員の方におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押していただきでご発言をお願いいたします。そして、次の方が発言される場合には、自分の前の青いボタンを押していただきますとその前にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。進行を進めていただきます増田会長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、各委員の皆様は発言前にボタンを押していただくという形でよろしくお願い致します。

なお、出席しております市職員の服装につきまして、上着やネクタイを着用しない軽装による「夏のエコスタイル運動」を実施しておりますのでよろしくお願い致します。

それでは、増田会長議事進行をよろしくお願い致します。

増田会長

皆さん、おはようございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

それではこれより平成 19 年度第 1 回

箕面市都市計画審議会を進めて参ります。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

事務局(松本担当主査)

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員 18 名中 16 名の出席でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、藤井議員より少し遅れてくる旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。

それでは次に、市長さんよりご挨拶の申し出がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

藤沢市長

審議会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、箕面市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、本市都市計画行政をはじめ、市政諸般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日もご審議をお願いしております案件といたしましては、付議案件といたしまして、「北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について」、「北部大阪都市計画高度地区の変更について」、「北部大阪都市計画下水道の変更について」の 3 件と、諮問案件

といたしまして「北部大阪都市計画道路の変更について」及び「景観計画の策定について」の2件、報告案件といたしまして「市街化調整区域における土地利用方針の検討について」の、合わせて6件でございます。

「北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更」と「北部大阪都市計画高度地区の変更」につきまして、もみじだより5月号でお知らせいたしましたとおり、まちびらきに向け、整備が進む箕面森町の関連でございます。前回1月の都市計画審議会において報告いたしました内容につきまして、本日都市計画決定に向けご審議いただくものでございます。

同じく付議案件の「北部大阪都市計画下水道の変更」につきましては、箕面市安威川流域関連公共下水道について、排水区域を拡大しようとするものでございます。

次に、大阪府からの意見照会による諮問案件の「北部大阪都市計画道路の変更」につきましては、大阪府が第二名神自動車道の計画を変更するにあたり、関係市町村の意見を求めているものでございます。

また、「景観計画の策定」につきましては、一昨年7月、昨年8月、12月と3度にわたり都市計画審議会にご報告いたしましたが、景観法に基づき、景観計画を策定するにあたり審議会のご意見を伺うべく、諮問するものでございます。

最後に、「市街化調整区域における土地利用方針の検討」につきましては、都市計画法の改正に伴い、今年度から2カ年で検討する予定でございますが、検討の目的、すすめ方などについてご説明させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げる次第でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

増田会長

ありがとうございました。

本日は、市長さんのご挨拶にもありましたように、付議案件といたしまして3件、次に諮問案件といたしまして2件、報告案件といたしまして1件、合計6件についてご審議いただく予定でございます。

それでは、審議に入ります前に、市長さんから諮問、報告をお受けしたいと存じます。市長さん、よろしく願いいたします。

市長が会長の前へ進み、

付議、諮問、報告書を読み上げる。

(付議書、諮問書及び報告書受領)

本日の審議は、案件数が6件に及び、その内容からも、十分なご審議をして頂くため、会議時間を3時間程度とすることのご案内をさせていただいております。よって午後5時を目途に終了したいと考えておりますので、みなさんのご協力をお願い致します。

なお、市長さんにつきましては、所用のため、4時30分に退席されると伺っております。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは本日の審議の進め方につきまして、お諮りします。本日の案件のうち、案件1及び案件2は水と緑の健康都市地区に関する案件ですので、一括して

説明を受け、その後質疑を行い、各案件ごとに議決を行う形で進めて参りたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、そのように進めて参ります。

案件1「北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について」、案件2「北部大阪都市計画高度地区の変更について」、市より説明をお願いします。

案件1 北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について【付議】

案件2 北部大阪都市計画高度地区の変更について【付議】

市（上岡）

< 案件説明 >

増田会長

只今ご説明ございました案件1,2に関連いたしまして、何かご質問、或いはご意見ございましたら、いかがでしょうか。

二石委員

今説明頂いたんですけども、今年の秋にまち開きをされるのは止々呂美東西線から以北と理解しているわけなんですけど、今回地区整備計画に網羅されていない部分が、計画住宅地区と沿道施設地区ですね、この2カ所については止々呂美東西線より北であるにも拘わらず、地区整備計画が策定されていないのですが、何故策定しなかったのかという理由が一つ、二点目は、次の地区整備計画をいつまでに決めていくのか、というのが二点目。三点目は、地区整備計画が決定されるまでの間、新たな建物が建たないという担保がどこかにあるのか、どうなのか。この三点についてお聞きしたい。

市（広瀬次長）

今ご質問の三点ですが、一点目、止々呂美東西線沿道付近ですね、何故今回地区整備計画を打たなかったのかというご質問ですけれども、この区域につきましては将来どんな土地利用をしていくかということが検討途上でございまして確定していない。ということで、今回はあくまでも土地利用が明確になった部分について、また秋から実際土地利用も始まって、分譲も始まるエリアについて、あらかじめ地区計画でルールをしっかりと決めていこうという趣旨で決めさせていただきました。

二点目のご質問にも及ぶんですが、そうしたら残ったところどうするかということですが、これにつきましては随時大阪府さんなどと将来どういう土地利用をするかという協議をさせて頂いているところでして、それが明確になり次第、今回の様に地区整備計画を豊富化していく、今も薄い形では地区整備計画がかかっているのですが、これを豊富化していくということで、またこの審議会にもご提案させて頂いて、議決を頂いてやっていきたい、発展型の地区計画という考え方をしております。

それから三点目、その間、今回入っていなかったところをコントロールできるのかという趣旨かと思えますけど、この基盤整備が土地区画整理事業ということでございますので、大阪府さんのほうが事業主体になっております。土地利用しようとするれば、使用収益の開始の通知という手続がまずございます。それとあわせて、区画整理事業中ですので区画整理法に基づく76条の許可申請というのもございます。そういったことをしっかりと大阪府さんがコントロールできると、大阪府さんのほうも、先ほど申

し上げたようなしっかりとした地区整備計画が出来ない限りは土地利用させないという確約も頂いておりますので、大阪府さんと協調しながら進めていきたいということでございます。

増田会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか、他いかがでしょうか。

過去何回か報告案件で案を積み上げてきたという状況でございます。もしもご意見ございませんようでしたら、採決に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。当初お約束させていただいたように、案件1、2は一括してご報告いただきましたけれども、採決については1案件ずつやっていきたいと思います。

まず案件1、北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決してよろしいでしょうか。

(神田委員、異議あり)

異議ありの声がありましたので、反対意見等ございますでしょうか。

神田委員

簡単に反対の理由を説明させていただきます。今回の変更そのものは、内容的には第1区域のみの変更ですけれども、元々この開発全体、周辺の整備も含めて750億円もの府費を投入して行われるという事業、区画整理事業として、公共事業として行われているわけですが、本来区画整理事業という名前で行われる事業は、これまでこんな赤字を前提にして行われたことはかつてなかったと思います。そういう意味でも、このような事業を公共事業として、それも750億円もの税金を投入して行う事業として推進するという所に反対の根本理由があります。更に抜本的な見直しを求めてきて

いたのですが、計画の変更の前提となっているプランでは、造成工事未着手の第2区域を一般住宅地区1-2、第3区域を広域誘導地区として位置づけて、引き続き開発を進めるというものになっていきますので、反対を表明しておきたいと思います。

増田会長

ありがとうございます。他に反対意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

増田(京)委員

私も悩んでいるんですが、反対の立場で意見を言わせていただきます。

確かに、第1区域の造成も始まっており、里山住宅地区などというところも割と緑が残るという区域になってるのですが、昨日、止々呂美小中一貫校の通園通学区域の進める審議会があったのですが、そこでも本当に人がそこに張り付くのかという不安などもちょっと語られていたと思うので、これからの開発のあり方、トンネルも抜けて、止々呂美東西線の開通式もあったのですが、非常にやはり見直すべきときに見直していなかったのが現れてきているということ最近になってまた改めて感じますので、ここまで造成が入ってしまっているところではありますけれども、やはり抜本的な見直しをすべきではないかという立場から、反対させていただきます。

増田会長

ありがとうございます。他よろしいでしょうか、はい、どうぞ。

島村委員

私は今更反対すると言う立場をいうものではありません。既に事業はずっと進行しているものですから、途中で反対するといっても事ははずっと進んでいる

という前提があります。私が今から申し上げるのは、こういう大型開発に伴って、山間部においては自然環境に対して負荷がかかっていると思います。その負荷の中でこれから考えなければならないのは、土砂による災害を予測しなければならないと思うのです。そこらへんのところが造成工事の中で充分考えられているのかということを書いて意見を申し述べるものですが、そこらへんの所をお願いしたいと思います。

増田会長

最後はご意見ということでお伺いしてよろしいでしょうか。土砂災害等十分配慮して計画を進めていただきたいというご意見でございます。他にございませうでしょうか、よろしいでしょうか。

この案件に関しましては、原案に対して反対のご意見がございましたので、採決をさせていただきたいと思っております。北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の変更について、付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決することにご賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者 挙手)

ありがとうございます。賛成多数ですので、原案どおり議決したいと思います。ありがとうございました。

続きまして案件2、これは案件1と連動しておりますけれども、北部大阪都市計画高度地区の変更につきまして、付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決してよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

(神田委員、異議あり)

同様の理由でということよろしいでしょうか。

神田委員

先ほど、ここまで進んでいるから反対

しても、という声がありましたけれども、ここまで進んでいるのは第1区域が造成終わったところで、第2、第3区域がまだ未着手で残っているのが現状ですので、第2、第3区域を見直すということでいけば、第1区域も含めた見直しを、分譲してしまえば後戻りは絶対できませんので、今の時点での見直しは最低限必要だと思っております。先ほどもいいました同趣旨から賛成しがたいということで反対を表明しておきたいと思っております。

増田会長

ありがとうございます。他ご意見ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

そしたらこの案件に関しましても、反対意見がございましたので採決をさせていただきたいと思っております。

北部大阪都市計画高度地区の変更について、付議案件が妥当と判断し、原案どおり議決することに関しまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

ありがとうございます、挙手多数でございますので、原案どおり議決いたしました。どうもありがとうございました。

| |
|----------------------------|
| 案件3 北部大阪都市計画下水道の変更について【付議】 |
|----------------------------|

増田会長

それでは続きまして案件3「北部大阪都市計画下水道の変更について」を議題としたいと思います。本案件につきまして、市より説明をいただきたいと思っております。

それと皆さんの議案書の中に、パワーポイントの印刷をいただいているところがございますので、ご参考にして

いただければと思います。

市（加藤課長補佐）

< 案件説明 >

神田委員

一点だけ確認しておきたいんですが、今、説明がありました安威川については安威川流域の下水道の管理の仕組みがありまして、そこで色々箕面市の負担等や、或いは下水道施設があるところの周辺住民の方への色々なサービスを提供する、集まった自治体同士で独自の施策を進めている状況なんです。大阪府が府下一本化するという動きがでてきておりまして、南部の方は下水道整備率が低い、淀川から北は下水道整備率が高いということで、一本化したときに負担が増えるとか、或いは今回のこういったやり方によって何らか大阪府の一本化の動きに連動するものであるのか、だとかこれによってメリットはないと思うのですが、デメリットは発生することがないのか、その点だけ確認しておきたいのですが。

増田会長

只今ご質問がございましたけれども、いかがでしょうか。

市（栗山課長）

大阪府の一元化の件でございますが、只今そのような動きがなされてございます。関係市町とも今現在協議中で、最終的には12月議会にお諮りすることになるかも知れません。そういう動きでございます。そして一元化することによって、今のタイミングに合わせたのかということでございますが、決して一元化にあわせたものではなく、先程もご説明いたしました中で国・府等の動きが「市街化調整区域も含めてよろしい」という動きの中で今回変更させていただ

くものでございます。

2点目のメリット・デメリットでございますが、一応大阪府の一元化の説明の中では、消費税の還元等でメリットがあるという説明を受けていますのでよろしく申し上げます。

増田会長

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。はい、神田委員。

神田委員

メリットについては一元化のメリットの説明だったと思うのですが、今回の制度変更でのメリットやデメリットは何かあるのかということを確認しておきたいのですが。

市（栗山課長）

今回の件に関してはメリット、デメリット何もございません。過去にしました分の追認という形での変更でございます。

増田会長

他に何かご意見、増田委員どうぞ。

増田(京)委員

何度か説明いただいているんですが私もちょっと確認になるんですが、認められてこういう形で下水が実際に市街化調整区域にも入っていたと。今回は都市計画の中で市街化調整区域も入れていくということなんです。他の市も同じようにこういうことをしているのか、箕面だけ独自でこういうことをされているのかが一点と、やはり市街化調整区域を都市計画決定の中に入れていくというときにちょっと危険に思うのは、開発をしていく、市街化調整区域でも一定の条件があれば開発できると思うんですが、逆に開発がしやすくなるのではないかという危惧があるんですが、その辺はいかがでしょう。その2点お答えください。

市（栗山課長）

まず1点目でございますが、安威川流域に係る関係市、大阪府の事業認可の変更にあわせて手続きしてございます。

2点目の、開発を促進するのではないかということですが、本市の場合は調整区域におきまして先行に事業を行っております。今回の都計変更によって新たに事業をするわけではなく、既に入れた分について区域に入れる、ということですので、開発につながるとは考えてございません。

増田会長

よろしいでしょうか。他にご質問ございませんでしょうか。島村委員どうぞ。

島村委員

理解する上においてちょっと質問しておきたいのですが、これは追認という形になるんですか。もう既に事業が進行している、色んな開発事業も進んでいる、そういう中でこういうことをやられている、追認の理解をすればよいでしょうか。

市（栗山課長）

追認で結構です。といいますのは、大阪府は市街化調整区域の都計はだめですよと言っていたのが、今回その要件が整った、逆に言えば追認と理解していただければ結構です。

増田会長

よろしいでしょうか。大体質問も終わったかと思っておりますので、これから審議に入っていきたいと思っております。北部大阪都市計画下水道の変更につきまして、付議案件が妥当と判断し、原案通り議決いたしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、ありがとうございます。異議なしでございますので、採決いただいたということですので、ありがとうございますし

た。

案件4 北部大阪都市計画道路の変更について【諮問】

増田会長

それでは、続きまして第4案件でございます。「北部大阪都市計画道路の変更について」を議題としたいと思います。これは諮問案件でございます。市から説明の程よろしくお願ひしたいと思います。これも同じく手元の議案書にしましては、パワーポイントの資料が4-4というところから順次収録されておりますのでご参考に見ていただければと思います。

市（岡課長補佐）

<案件説明>

増田会長

どうもありがとうございました。只今の案件4に関しまして、質問なり、ご意見ございましたらいかがでしょうか。新田委員どうぞ。

新田委員

三点ありますが、一点目、安全性の問題を指摘したいと思います。意見としては先程のコンパクト化による線形の変更によって曲線半径が非常に小さくなる、それも二重に回すんですかね。第二名神は、従来いわれたのは第一名神に比べてより高規格で高速交通の処理を図るということできておりますから、本線から入ったときに、より高速で入ってきた場合の安全性がどう担保されるかというのが第一点と、それからもう一点は、もし仮に事故が起きたときに、螺旋状のところから落下する車の危険性というのをどう見るかですけど、下の土地利用との絡みで、その安全性は担保され

るのか、もちろんドライバーの安全性は優先ですけれども、その辺がちょっと気になります。

それからブースがないことによるコンパクト化、先程の例の一番の理由はコスト削減ということですが、ブースが縮小されることによるコンパクト化の影響はさほどないと思うんですけれども、これは質問になりますけれども、料金所のブースがどれだけ ETC 化によって減るかというのが、もし分かるようでしたら、お聞きしたいと思います。それから質問は同時に第二名神の法定速度といえますか、制限速度はどうなるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それからついでに意見をいいますとその線形によって減速が本線上で急激に起こりますと、これは渋滞の要因になりますので、渋滞発生についてもシミュレーション等で安全性も含めて検証したかですね。もしされてないようですと、その辺もきっちりやって対応していきたいというのが意見です。

増田会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

市（広瀬次長）

まず一点目の、今回の変更に伴って安全性の担保はどうかというご質問ですけれども、確かに今回コンパクト化するにあたって、曲線半径が従来よりは小さくなっております。

聞いておりますのは、構造基準としては道路構造令の基準がございまして、その中でランプにつきましては標準で 50m 以上、特例値で 40m 以上というところを、今回のインターチェンジのランプの一番小さいところの半径が 65m ということで聞いております。ですから少し余裕があるということです。ということ

で、構造令は守っているので、交通安全上は問題ないと聞いております。

以上はランプの話で、本線の方につきましては、従来と変わらない基準で聞いております。ちなみに標準値で曲線半径でいえば 1800m 以上というところを、採用値としては 2500m 以上ということをやっております。

今回はランプの変更ということですので、おっしゃるように高速で入ってきた車が危険じゃないかという危惧されているところがあるかと思いますが、我々としては一応構造令を守っているということをお聞きしております。

それから立体交差化になるということの危険性ですね、側壁にぶつかったときの衝撃に耐えられるかという強度の問題に関しては構造上で対応されると思っております。下の土地利用のことですけれども、基本的にはインターチェンジの中の土地は全て買収されるということですので、いわゆる民家は直下には無いと考えております。

それから三点目、ブースのお尋ねですけれども、今回 ETC が普及していること、しかも今回の道路は供用するのは開始が 10 年後ということですので、今より更に ETC は普及するだろうということで、変更前は 5 ブース、それを今聞いているのは変更後は 3 ブースと聞いております。絵で見ますと滞留スペースが従来よりかなり小さめに作られているような感じを受けております。

最後に、制限速度のお尋ねですが、今お聞きしておりますのは、工事につきましては暫定 4 車線で工事をすると。用地は当初通り 6 車線分の用地を買収して、暫定 4 車線で供用する。暫定 4 車線の間設計速度は、100km/h で設計するというのを聞いております。制限速度につ

いてもおそらく 100km/h だろうと考えています。以上です。

新田委員

暫定時の設計速度 100km/h というのと、本格的な供用時はもう少し速いと思うのですが、その辺は。

市（広瀬次長）

失礼しました。本格的な最終形では設計速度が 120km/h に予定されています。それは将来の話ですので、制限速度をいくりにするかというのはちょっとまだ聞いておりません。

新田委員

いずれにしましても、ランプは本格的な供用時の対応だと思いますので、安全側でみておく必要があると思います。それから道路構造令上の話は、一般道路に関する話であって、まああそこの部分は一般道路扱いだと思うんですけども、高速から入ってくるときに、通常の一般道路区間が連なるような状態で交通量は動きませんから、そういう意味でもやはり先程のはシミュレーション等でしっかり確かめておくということが必要だと思いますので、確認をしていただきたいと思います。

それから下の土地利用ですけども、下に住宅がないのは当たり前なんですが、道路が絡みあって出てくるのか。その辺は如何でしょうか。

市（広瀬次長）

ランプの下にあるのは現道の 423 号、正確に言いますと今回の工事に伴って付け替えがありまして、止々呂美吉川線というのがちょうど出口の所に繋がる形になりますけれども、道路としては一本交差するという形になるかと思いません。

新田委員

では落下の危険性はあると、いずれに

しましても先程の観点で、安全上の担保を指摘した事項によって確認していただきたい、又は意見として、場合によっては述べていただきたい。

増田会長

くれぐれも、今出ました安全性の問題であるとか、或いはランプのコンパクト化によって減速がかかって本線に対する渋滞の発生であるとかですね、ご専門の立場からご意見を頂いておりますので、こういう意見が都計審の中でも充分踏まえて検討を進めて下さいという意見があったということは是非お伝え願いたいと思います。他、ご質問なりご意見、如何でしょうか。はい、北川委員。

北川委員

2 日前にグリーントネルが通りまして、その晩、テレビ報道で各チャンネルで箕面のグリーントネルのことをやって、その中でやっぱり湧水のことを色々評価するということが出てきまして、大阪府の知事さんまでその中で謝るということがありましたけれども、今回、変更自体はコンパクト化になって環境への配慮もされているということですが、グリーントネルの時のようなことが起こらないのか、地層的な違いはどのようなのか、トンネルの規模はどのようなのか、湧水の予想とか川の水涸れの予想というのをどこまでされているのか、そこから辺をちょっとお伺いしたいんですけども。

市（野本課長）

現在平成 7 年度から雨量の測定を進められています。また平成 14 年度にですね、水利の水量の実態調査とか水文調査が現在なされている最中でございます。これらの調査を踏まえて、今後それらの予測をやっていくということで聞いております。今後予定されていますの

は、トンネル工事の着工に関しましても21年か22年、その間についても水文調査等の継続を行っていくということと、水量への影響を判断し対応をしていくと、こういうことを伺っております。

ですから今現在では、具体的なご質問の内容に対する答はございません、以上でございます。

北川委員

答がないということなのですが、着工される21年22年までにはある程度の答がわかると考えてよろしいんですか。

市（野本課長）

そういう風に伺っております。

北川委員

そしたらその時の調査次第では、変更も有り得るということなんでしょうか。

市（野本課長）

変更というのはトンネルの工事の変更ということですか。具体的話は聞いておりませんが、423の水涵れ等の問題もございますので、それに関して水涵れ等が生じた場合、関係者との協議の上、適切な措置を講じるということは聞いております。

北川委員

適切な措置とはどういうことなんでしょうか。

市（野本課長）

具体的な措置、そこまでの内容等は聞いておりません。

北川委員

今回のこと、他の委員会でもだいぶ言われたことですので、耳にたこができるほど聞いてはると思うんですけど、やっぱり今、箕面市民一番の心配どころです。いろんな方に聞いても「5年、6年たったら減るで」とか、「そのうちに終わる」とか、「こういうことはトンネル工事するんやったら当たり前のことや」

ということで、本当にいなしでしまわれる感じなんですけども、やっぱり箕面の滝というのは顔ですのでね、もっともっとちゃんとした調査結果が出るまでは着工しないくらいの勢いで大阪府のほうに言っていただきたいなと思ってるんです。

昨日もいろんなデータ、想定台数とかそういうことも聞きましたけれども、大阪府とかネクスコさんのほうから、本当にデータがあまり送られていない、これも送られてないんか、これも知らないんか、っていうようなことが、それはそしたら問い合わせますわ、ということがすごく多い。そんなことで本当に市として受け入れられるんかなというのがすごく思うところです。ですから、市として受け入れる限りは、もっとデータをきっちり、こっちが聞いたらすぐに出るくらいのデータを揃えておいてほしいなと。それくらい向こうに尋ねて調査してほしいなという思いがあります。

今回、この変更点に対してはいいんですけど、市の姿勢として、そういうデータの求め方とか、向こうへの、「そういう調査がちゃんと終わるまでは、こっちとしてはもうやってもらったら困る」くらいの、いうくらいのことをしていただけたらと思います。

そして今回のコスト削減、自然への配慮って書いてますけど、一応コンパクト化したから自然への配慮ができただけのことですよ。ですから本当に自然への配慮というのをどれだけ真剣に考えておられるのか。平成30年にできますけれども、あと10年後ですよ。10年後、本当に車の台数、どれだけ国として府として市として減らす気持ちがあるのか、そういった本当に自然への配慮というのを考えた上での想定台数なのか、

そういうこともしっかり考えていただいて、第二京阪道も通りますしね、そういうところでどれくらい代替ができるのか、そして石油資源がこれから枯渇していく中で、本当にこの想定台数でいいのか、そういうこともしっかり配慮された上で、進めるのなら進めていただくということになると思います。でも、箕面市の姿勢はもっとしっかり持っていていただきたいなど。本当に、「滝がどうにかなったら、あなた方どうしてくれるねん」という位の勢いでいていただきたいと思います。

市（西尾部長）

今北川委員さんのほうから指摘がありました。水涸れにつきましては、第二名神につきましては西日本高速道路さんが事前の調査を随分しておられます。我々はいつ423号と比較しますけれども、それと比較してもかなり綿密に事前調査をしておられるということで、我々は受け取っています。

それから、データを集めておられる最中ですので、これらのデータを収集した中で、水涸れ等含めまして、西日本高速道路では専門委員会、これを作って、ここで議論をしようという場を設けられる予定になっております。7月下旬に第1回目が開かれまして、箕面市からも私が出ていきます。今おっしゃったように、423で学習したことを、箕面市として、特に水涸れについては、今まで農業用水とか井戸水とか、利水の関係での調整は多かったのですが、自然に対する水ということについては、ある意味ではぬかっていた部分もあるかと思っておりますので、このあたりも強く申し上げていきたいという風に思っておりますので、今おっしゃったように箕面市としての姿勢をはっきりしていきたいと考えておりま

すので、よろしくお願いたします。

神田委員

今、部長からそういうご答弁があったので、西日本株式会社がそういう専門委員会を作るのであれば、箕面市としても専門委員会を作って、専門的に対応する体制を箕面市としてもとるという風にすべきかと思いますが、その辺ご検討されていませんか。

市（西尾部長）

庁内で検討委員会を作るということについては、まだ検討しておりませんが、それが必要なかどうか、それも含めて検討させていただきます。

神田委員

必要なかどうか、というよりも、必要だと、私は当然思うんです。

盛んに、4～5年経てば湧水量が減ると市長も答弁されていますけれども、実際に、湧水量が大きく減っているかといえば、一路減少ということにはなっていないで、降雨量との関係で増えたり減ったりしてるんだと思うのですが、問題になるのは地下水位がどうかということが問題なんだと思います。

地下水位の低下状況というのはほとんど変わらないんですね。地下水位の低下状況が変わらないということは湧水が減少する、あるいは地下水位が上昇するという見通しが、今のところデータからみても立たないと判断できる部分じゃないかなと思っておりますので、そういう意味でも地質、水生生物、植物も含めたいろんな専門家も含めた箕面市としての専門委員会を発足させて、箕面市としての検討をする必要があると思います。

併せて、千里川では基準値を上回る砒素が、トンネル湧水が犯人だろうとほぼ

確定されていますし、トンネル湧水を放流しているところでは川床が真っ黒になるといような何らかの化学反応が起こっているんだろうと思うのですが、依然黒くなっていたということではなく、最近の変化として川床が黒くなっているという状況がありますから、そういう意味でも、箕面市として主体的に外部にもものが言えるという、知見を蓄積していくと、主体的な判断を箕面市としてもできるという体制を取っていただきたいという風に要望しておきます。

増田会長

ありがとうございます。ご意見として。はい、島村委員。

島村委員

先程から行政側からご意見がありましたけれど、この問題について、やはりもう少し箕面市として主体的に見解を述べられる様な状況を作ってもらいたいと思います。作るかどうか検討するという段階ではないと思います。なぜ私はそう思うかという、特にこの頃マスコミなどで、箕面市の滝が雨水がどんどん減っていったということが宣伝されております。それについての原因はまだ明らかになっておりませんが、おそらくこの影響は、トンネル工事とか、そういった形での影響が出ているんだろうということを申されておるんです。今回の第二名神についても、建設に伴って自然環境に対する負荷が相当かかっているということを考えなくてはならないと思います。これは予測として当然考えられることであって、このことについても十分専門委員を交えた検討会を持つという風な姿勢で府の審議会に臨んでほしいと考えております。

増田会長

ありがとうございます。他ご意見、ご

ざいますでしょうか。はい、増田委員どうぞ。

増田(京)委員

水の問題も大事なんですが、ちょっとその前に私は、新田委員が言われた安全性の件に関して、ちょっとやっぱしどう考えても疑問が残るんですけども、暫定の時だったら4車線ということで、100km/hですか、時速が。道路構造令上ではいいという話なんですけれども、6車線になった場合、台数が1日茨木北から箕面インターまでは52,000台で、箕面インターから川西が60,000台になると。そういう風な中で、本当にこの今回コンパクト化した状況が、それが安全といえるのかどうか、それが非常にやっぱし今、すごく疑問なんです。もし安全であるならば、今ETCが入るのでブースが狭くなるから滞留時間も少なくなるという話だったんですけども、ETCはここ1~2年にできたものじゃなくて、もっとどうして当初からそういう風なコンパクトな計画ができなかったのかなと思うんです。一番最初の計画は、じゃあ過大な工事計画だったのかなという思いがするんです。その辺がちょっと納得できないのですけれども、もう一度この台数が増えたとしても、暫定じゃなくなって6車線になったときの台数でも、これだけのコンパクト化した形で本当に安全なのかどうか、それをどこがどうやって確認しているのか。

今新田委員は、それをちゃんとシミュレーションするようにと言われたんですけど、実際にここで、今日判断をしなければいけないのですから、今から調査しろじゃないと思うんですよね、あるからこそう出されているのだと思いますが、どういう風にして当初計画から変わって、それがこの方が安全だといえる

のか、当初計画は過大な計画だったのかどうか、その辺はどう受け取られているのかちょっとお聞かせ下さい。

市（広瀬次長）

まず交通量の話なんですけど、当初計画、平成7年当時の話としましては、当時の考え方としては全国の高規格幹線道路網、全部で14,000km ネットといっているんですけど、それが2010年に全部開通するという前提で当時はここを何台くらい走るのか、ということをやっていました。その数字が増田委員おっしゃってました、例えば川西と箕面インターの間で60,000台、箕面から茨木方面が52,000台、これは平成7年当時の話です。その後やはり、それこそ国を挙げての道路の必要性などの論議もある中で、そういう交通量の見直しというのが平成11年くらいからなされたということで、全国の14,000kmの完成時点を2030年においている。その中で、2020年になんてなっているというのを今は予測しているということで、ちなみにその2,020年の段階では、14,000kmのうち9,342km ネットと、今言っているんですけど、それで予測をし直している。その結果、川西～箕面間で45,000台、先程60,000と言っていたのが45,000に減る、それから箕面から茨木については39,900台、52,000から39,900台に減るということで、今の予測はこれを元に考えていると。

暫定4車線でこの交通量は十分はけるということで、今考えているということで、本線の暫定4車線と6車線の、将来、それこそ交通量が増えてきたときにどう対処するのかといえば、線形とか勾配は変えられませんので、それは一応固定だということで、いわゆる4車線の間は1車線あたりの幅員が3.5mで計画し

ています。それを将来6車線にするときには、1車線あたり3.75にする、そういう幅で設計速度を100kmから120kmに上げていくというようなことで将来対応していくということをお願いしております。そうしたら、いつ最終形の交通量なり最終形の幅員になるのか、これは今、定かではありません。今の暫定4車線が出来上がるのが10年後で、それも先程言いました14,000km ネットからいうと他にやるところも出てくるでしょうし、本当に必要という時期に、また国土開発幹線自動車建設会議で議論がなされて決定していくものと考えております。

ブースの話ですね、ETC当初から考えられなかったのかということですが、当初決定が平成7年ですので、10年以上前ですから、ETCというのは、それは検討はなされていたと思うんですが今のように普及しているという状態というのはなかなか想定しづらかったのではないかと思います。やはり、多くは停めて、お金を払って、出ていくということ想定をして、やっぱり安全側をみて滞留スペースとかを考えていたんだろうと考えています。

増田会長

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

増田(京)委員

今の説明で、つまりじゃあ14,000km道路ができた方が車の台数が増えるという発想なんですよ、今の説明ですとね。やっぱりそうなのかなと、非常にその辺は疑問に思いますね。これは意見としておきますけれども、今の説明を聞いてもやはりこれが3.75の幅がとれるとか、120kmに対応するとか言われても、ちょっともう一度安全面というのを当初からの計画でどうなのかというのを、

私たち素人なので、そういう専門家の方がきちっとしないといけないのですが、それを、この場でもうちょっと判りやすく言ってもらえなければ、ちょっと納得できないなということ意見をいっておきますが。

それともうひとつ利水の、水の件がありました。このトンネルを造ることによって水の影響があるんじゃないかということですが、今部長が、今後研究会をネクスコの方が立ち上げるということですか。

市（西尾部長）

その通りです。

増田(京)委員

ちょうどこれ、私、たまたま 2002 年に測量調査現地立入説明会の箕面地域の議事録というのをたまたまもっていたんですけども、この時にね、これは多分止々呂美の方達が 423 のトンネルを掘ることで水が少なくなってくるといって入ったんだと思うんですけども、その時は JH といっていました。水の調査は行ってないけれども、これから調査・予測を行っていきたくて考えていると、その中で、箕面有料道路の水の影響が出ていると聞くので、今後第二名神に関しても水への影響があった場合は機能回復をする、といっているんですよ。で、影響の経年変化も含めて調査等していきたくて、とここで考えている、言っているんですけども、今まではされてなかったんですか、そしたら。ちょっとその辺お答え下さい。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市（野本課長）

調査はされております。現在も継続してやっております。

増田(京)委員

そしたら今北川委員が言われましたけど、それまでの資料というのはやっぱり示していただきたい。そしてその、これも止々呂美自治会館の説明なんですけど、その時の JH ですね、地下水への影響は大きなネットワークの中で地域性を含めて予測していきたくて考えている、と 2000 年に言われているんですね。具体的にそれが、今の現時点でどういう予測をしたのかというのは、出せる筈なんですよ、調査してるということでしたら。今ある情報を是非早急に頂きたい、これは要望しておきます。

増田会長

はい、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。だいたい、ご意見或いは質問が出尽くしたかと思しますので、案件 4 についてお諮りしたいと思います。

北部大阪都市計画道路の変更について諮問原案が妥当と判断し、これを答申の基本的な内容とすることでご異議ございませんでしょうか、いかがでしょうか。

（神田委員 反対）

反対ですか、はい、わかりました。

異議が出されましたので、反対のご意見ございましたら。

神田委員

まずは、高速道路事業という点では国でも議論をされましたけれども、泰山鳴動して鼠一匹ということで、その鼠は何かというと、さっき出てきた抜本の見直し区間が唯一のネズミだったと思うのですが、このネズミでさえも危うい。結局高速道路事業も全部やっしまえという流れがどんどん加速しているのが今の実情で、民営化だけされて、借金は国民の肩代わりというのが、本当にひどい公共事業の見直しにもならない見直しですが、この間の政治的な経過だったとい

う風に思うのです。

その中で、唯一のネズミである抜本の見直し区間、この見直し区間が何故抜本の見直し区間かといいますと、京滋バイパスが供用されて、さらに今第二京阪が建設中で、だからこれが終われば、名神、京滋バイパス、もう既に2本高速道路が並行して走るわけです、既に走ってますけど。更に3本目を第二名神で掘るのか、というのが抜本の見直し区間になった根拠なわけで、そういう意味ではそうした無駄は省くべきだ、止めるべきだというのが、今日の国・地方合わせた莫大な借金の、根本は公共事業の無駄が大きく糸を引いているわけですから、まずこの抜本の見直し区間を中止させると、で抜本の見直し区間を中止すれば、工事費の嵩む高槻から神戸間の山岳トンネルの工事も当然見直し、中止をするべきだというのが一点目の理由です。

二点目の理由は、先程言いましたように、既に箕面トンネルでも深刻な自然破壊が起こっているわけですね。国立公園の、それも中で。先程の画面でありましたような奥山川が枯れて、これは国立公園の外ですが、国立公園の中でも清水谷だとか、茶園坂川だとか、箕面川そのものも水量が減ると、更に梅が谷だとか、長谷とかいうのも関係があるんじゃないか、という国立公園の中の自然破壊、更にこの上に第二名神のトンネル計画が進められているわけで、当然水は上から下に流れるわけですから、更に国立公園、或いは箕面川等の河川にも大きな影響を与えるのは火を見るより明らかです。既にこの423のトンネルでの水涸れで、水と緑の健康都市と一体の、余野川ダムの導水管トンネルによる水涸れ、既に箕面では2つのトンネルによる水涸れが起こっておるわけで、間違いなく

三本目の水涸れが起こることは火を見るより明らかじゃないか。勝尾寺川水系でも水涸れが起こる危険が大いにあると。

三点目は、よくこの第二名神の北摂地域箕面神戸間の地図をみていくと、インターの近くには必ず開発地があるんですね。茨木インターには国際文化公園都市、止々呂美インターには水と緑の健康都市、宝塚の方には宝塚新都市。700haを超えるような大規模な開発計画をくまれております。こうした開発を促進させる第二名神、国際文化公園都市にしてもまだ全体計画の1/3から1/4程度の開発ですし、水と緑の健康都市もまだ1/3、宝塚新都市はまだこれからというような状況ですので、更なる開発を公共事業を進める起爆剤としての役割を第二名神は担わされているということで、そうした計画は抜本に見直し中止を要望したい、反対の意見としておきたいと思います。

増田会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか、他、何か反対意見ございますでしょうか。島村委員どうぞ。

島村委員

先程までの議論の中で、問題が明らかになるまでの間中止すべきだという立場で、私は反対したいと思います。

増田(京)委員

今私が言いましたように、安全性が、私たち審議委員が全部確認できなければ、このインターチェンジのコンパクト化は認められないんじゃないかということが一点、特に今回の計画変更ですね、そこで認められない点がひとつと、それから、今日のこの資料にもありました「渋滞をなくす高速道路ネットワークづくり」なんですけれども、ここにある

中国自動車道が 660 回、繁忙期の渋滞状況、宝塚東トンネル付近を先頭に大山崎 JCT 云々というのがあるんですけど、これ事前説明の時にお願いしたんですけども、660 回というのがどういう内容ですかとお聞きしたんですけど、渋滞の定義というのが「H、阪高、首都高・・・で全部違うんですよね。」H、今のネクスコなのかもわかりませんが、時速 40km 以下で 1km の車列の延長が 15 分以上継続したとき、阪神高速は時速 20km 以下の時とか、本当にどういう風にして渋滞して、これが必要なのかという、今の根本的な第二名神のことも、今神田議員色々言われましたけれど、そういう点もやはり、今納得いかない中で今回のこの計画変更があるということに対しては納得できませんので、反対いたします。

増田会長

はい、ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

これに関しても、反対意見ございましたので採決に移らせていただきます

北部大阪都市計画道路の変更につきまして、諮問原案を妥当とする内容を答申の基本的な内容とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手多数でございますので、原案どおり採決いただいたということでございます。ただし大阪府に対する貴重なご意見が、審議会の中で出されておりますので、是非ともそれを整理してお伝えいただきたいということと、市に対するご要望もたくさん出されておりますので、それも整理いただいて、真摯に受け止めていただきたいという風なことをお願いしておきたいと思っております。よろしく願いしたいと思います。

そうしたら、次の案件に移らせてもら

いたいと思っております。

| |
|-------------------------|
| 案件 5 箕面市景観計画の策定について【諮問】 |
|-------------------------|

増田会長

次は案件 5 でございます。「景観計画の策定について」でございます。この案件に関しましても、諮問案件でございます。市より説明をお願いしたいと思います。

最後の方の案件 5 のところに 5-1 というところがパワーポイントの資料が付いておりますので、ご参考に見ていただければという風をお願いいたします。

市（千田課長補佐）

< 案件説明 >

増田会長

はい、どうもありがとうございます。只今ご説明いただきました案件 5 について、ご質問なり、ご意見がございましたら、如何でしょうか。

景観計画（案）そのものにつきまして、先ほどのパワーポイントの資料の前のほうにございます。これは、過去 2 回ほど審議会の中でもご説明いただいた内容かと思っておりますけども、いかがでしょうか、はい、舟橋委員どうぞ。

舟橋委員

過去 2 回既に説明済みだということで、不勉強だったので申し訳ないですけど、まずは全般に良く作成されて、さすがにすばらしいなと思いましたが、ちょっとだけ気がついたことを。資料の 5 ページですけど、以前からなるほどと思ってましたし、景観法そのものにもうたわれているのですが、景観というのはよい暮らしの反映だと思うんですね。そういう人々の暮らしと街の姿といえます

か、そういうものとの深い相補的な関係というものをうたわれているということで、昔の景観論は割とビジュアルなところだけを取り上げていましたが、そうではないんだよという、その認識が良いなあと私も思うんですが、そうなりますと景観行政というのとは一体何をすることかとなりますので、後ろの方に色々書いておられます、割と仕様書的な取り決めというのは、いわば表層的な話になると思いますので、箕面市の景観行政というか、何とか行政、何でも良いですけど、それはかなりいろんなものが絡んでくる。

先ほどの洗濯物の干し方とか、クーラーの出し方とかいうのも、実は人々の暮らしの一つの姿ですので、これは景観と関係ないんだ、という風には簡単には言い切れないのではという感想です。もうひとつは、全般的に調和を図るとか、何とかを保つとか書いてありますが、誰がそれをするんだということの主体的な表現が、意識的にか無意識的にか省かれているという印象を受けまして、それは市民がするのか、行政体がするのか、みんなでやりましょうというのか、たぶんみんなでやりましょう、なんでしようけども、その辺をいまから文言を別に修正する必要はないのでしょうか、意識としてはよく考えておく必要があるのではないかと思います。

あと細かな文言的なことで、こういう仕様書的なことまで景観計画で書くのか、別扱いの、法律上の性格付けを変えておいた方がいいのではないかと、そういうことを思いますが。2つ、とりあえず大きな意味で意見を。もう一つ最後、本当につまらんことを言うようですけど、例えば15ページなんかを見ましたときに、行為の制限と書きながら、中身

は制限でないことを書いていらっしやるということ、やはり文言整理をしておかれた方がいいのではないかと思います。例えば15ページの2行目に、「行為の制限は以下の通り」と書いておられますが、ちょっと何行か下には、「周辺からの見え方に十分配慮する」と書いておられます。こういうのは別に制限されているのではなくて推奨されている事柄ですので、文章作成上のテクニカルな問題で恐縮ですが、以上です。

増田会長

何か事務局の方は、大半がご意見という風なことでございましたけれども、何か事務局、はい。

市（河辺課長）

おっしゃっている意見はごもっともな部分がございます、今回景観計画の諮問ということで景観基本計画はお付けしておりません。ただ景観計画に書かれております方針にいたしましても、すべて景観基本計画を引いて持ってきております。という関係上、先ほど言われた暮らしぶりの問題とか、どういう部分を主体的に行っていくかという部分につきましては、景観基本計画にも一定書いておりますとおり、たとえば5ページの上の方、「景観計画区域全域及び地区ごとの良好な景観形成に関する方針を以下の通り定めます。なお、本方針は都市景観基本計画に基づく方針の詳細については…」と書いてますのと、14ページにも「行為の制限を読み解く場合においてもこの景観基本計画を読んでほしい」という、配慮を求めている所がございます。実際詳細にすべてを個々の地区について書ききるというのは不可能ですので、それについては景観基本計画に一定委ねて、市として指導をしていきたいと考えております。また、どこが主

体で景観形成に取り組んでいくか、につきましても、景観基本計画の5章の部分で行政、事業者、市民それぞれが主体的に取り組んでいく内容等を書き込んでおきまして、その部分も参考にさせていただいて取り組んでいけたらという風に考えております。

増田会長

ありがとうございます。他何かご意見ございますでしょうか。増田委員、どうぞ。

増田(京)委員

すみません、私ももう景観にはちょっとこだわっている者なんですけど、それはやはり箕面市の行政としてもすごく景観にはこだわって、いろいろやってこられたと思うんですが、今回こういう形で景観計画ができて、また条例も新しく改正されるんですが、いつも私が言うのは本当に大きく変わっているんですかということなんですけどもね、こないだ、京都がすごく画期的な景観条例を作られたとのことで、勉強させていただいたのですが、景観法の中で、景観条例の中で高さ規制をかけていくと。箕面は、実際に都市計画の中での高さ規制をかける、という箕面市の方が先進的だという話もあるんですが、箕面市の高さ規制の中でも、ずっとここでもしてきましたけど、「景観」という視点というのは是非忘れないでいただきたいというのが大きいんですよ。それで、京都の景観は、皆さんご存じだと思うんですけど「ビューポイント」というんですかね、そういうところを打ち出して、それに伴う高さ規制、となつてたんだと思います。この私、市民の人の意見、市民の人もすごいですね、これだけの意見を出されたというのは、それだけ市民の意識も高いということなんですけど、山なみ景観

ビューポイントの保全システムを検討してほしいという意見がありましたけれども、これは基本計画の中に入ることだと思うんですけど、今説明の中では現行の視点場を眺望点にするという言葉がありましたけれど、具体的にそういうビューポイントとかそういうのがこの計画の中にはどう入っているのか、ただ言葉だけの変更なのか、それとも今基本計画から景観計画なんなんですけど、それがどう活かされているのかどうか、ちょっとその点をお聞かせいただきたいのが1点と、それから、続けていいんですが、いろいろ、これは景観計画ですので保全地区とか地区指定をしていくのですよね、それで指定していく中で、私は景観法で大きかったのは景観地区指定じゃないかなという風に思っています。箕面市の場合は景観形成地区とか景観配慮地区指定はあるのですが、景観地区指定がされなかった、これもたぶん意見の中にあつたと思うのですが、箕面では大阪100選の中でも5ヵ所入るような、景観という点に配慮した地区があると思うのですが、景観地区を指定しなかった理由をお聞かせいただきたいと思います。それから3点目に、景観配慮地区にもあるんですが、府道豊中亀岡線、実際に前から私が言ってるんですけども、焼き肉屋さんとか、派手な看板があるんですが、すぐそこなんですけども、ラーメン屋さんで派手な看板があるんですけど、それがこれを作ることによってどうなるのかという点を、3点お聞かせ頂きたいのですが。

市(河辺課長)

まず始めに、眺望点の関係ですけども、今回の計画では眺望点をここにする、という決め方はしておりません。

当然、眺望点を大事にしていくという

考え方は必要でございますので、増田委員が先ほど言われたように、基本方針の一つにも入れさせて頂いております。実際の届け出に基づく指導等においては、建築物の共通の基準等の中で、周辺景観に配慮するとか、山なみをはじめとする自然、交差点、広場、通り等の一体感に配慮し、デザインを工夫する、とこういったところで読み込んでいくことになるかと思えます。

また、先ほど言いましたように、これも周辺景観への配慮といったものは、当然景観基本計画を引いて、見ていただくということが根本にありますので、そこでは当然眺望点の重要性等も指摘しておりますので、その指導の中でやっていくということだと思います。

確かに、意見の中で「眺望点を取り入れたら」というご意見もありましたので、皆さんが納得していただける眺望点みたいな考え方を、今後庁内内部で検討しながら、もしコンセンサスを得られる眺望点を考えられたとしたら、それを何らかの形で取り入れることを検討していきたいと思えます。現状も、大きな建物等を取り扱う場合には、眺望点をかなり考えておまして、実際何か所かからのパースを描いていただくとか、そういうこともやっています。

2番目の、「景観地区指定をなぜしなかったか」ということですが、箕面市の場合、平成9年から箕面市都市景観条例を使って指導してきました。またそれ以前にも要綱の時代もありました。その中で、都市景観条例の中で僕らが非常に重要だと思っていたのは、都市景観形成地区の指定だと思えます。これは、地域の住民の皆さんとか、地権者の皆さんが考えられて、市に対して地区の指定の要望や基準を提案されてきて、

これを指定してきた経過があります。ところが景観地区自体は、そういうことよりは、どちらかというトップダウン的に決めていく要素が強くございまして、できれば箕面市としては今まで運用してきた都市景観形成地区を景観計画に載せて適切な対応をとっていくという方法が、今までせっかく住民の皆さんが決めて、ボトムアップ的にやってきたことをそのまま活かしていく方がよいのではないかということで、今回は景観地区を指定しておりません。ただし、景観地区をこれから指定することをやめるということではなく、景観地区の指定というのは、この景観計画に載せなくても、景観法上認められていることですので、今後そういう地区が出てきましたら当然検討していくべきだと考えています。

3番目の広告ですが、広告につきましては28ページに、非常に大きなことで制限を書かせていただいております。ただ、現行景観計画にここに制限事項を定めたとしても景観計画上の届け出の要件になっておりません、広告自体が。ですから、本市としては、広告につきましては、これまでも条例で届出対象行為に指定して届け出を行っていただいております。それについては今後も条例の中で、自主条例の中で届け出を受けて指導していきたいと考えております。これから先は条例上の問題になりますけども、現在ガイドラインをもって指導してきておりますけど、これをできれば基準等にできたらなど、検討中ですのではっきりしたことは申し上げられませんが、そういうことを検討しております。

増田(京)委員

ありがとうございます。これまでの積

み重ねの中での景観という物を更に良くしていきたいという前向きなご答弁だったと思うのですが、それでいいいただきたいと思うんですが、そこでちょっと相反するんですけども、弥生通りでしたかね、百楽荘の所なんですけど、そこの方が今回資料が届いたときに、急に地区指定されるような感じで、反対にそれこそ私権の制限がかかるのではないかとということで危惧された方があったんですけども、そこでも私が話しをさせていただいたのは、今舟橋委員がおっしゃったように「暮らし方だ」と、ということで色々話しをさせていただいて、本当に市民同士がそういう話しをする中で、その付加価値も上がりますよということで、今は生け垣じゃないんですが、今度建て替えとか壁を触るようなことがあるときには生け垣にされたらどうでしょうね、という話し合いとかコミュニケーションがまた景観からも私はできてくると思うんですよね。ですから、やはりその辺は是非丁寧に、焼き肉屋とか看板もそうなんですけど、箕面市においての暮らし方だと、仕事の仕方だということで、コミュニケーションをきちっと取ってやっていただきたいと思います。

増田会長

ありがとうございます。他ご意見いかがでしょうか。どうぞ。

牧原委員

これは形成地区と保全もありましたけれども、田村橋通りと紅葉橋通りを含むという観点で作られていますけど、単に建物とか周りの状況とか、作っていくという中で、ここにおける交通の問題とか動植物の問題とか、その辺はどういう風に考えられていらっしゃるのか、ちょっとその辺だけ確認しておきたいのですが。

市（河辺課長）

桜ヶ丘2丁目大正住宅博覧会周辺地区につきましては、これの基本方針というのは8ページのイの所に書かせていただいているんですけど、これ以外にも基本計画の方にはその通りのありようなども載せさせていただいております。細かな道路等までは踏み込んだことはないですが、生け垣の良さとか、道路付帯物というんですかね、そういう部分については書かせていただいております。ちょっとここにはそこまで細かいことを書いておりませんので、判りがたいかと思いますが、当然この景観配慮地区につきましては、個別の基準が無くて、全市共通の基準を使うということになっておりまして、その中で周辺景観との配慮を求めていくということで先程の生け垣の話とか、道路に面した私的な空間であっても公共的な部分を含むようなものについては配慮を求めていきたいという風に考えています。

牧原委員

細かくはいいですけど、せっかくこういう形で配慮されると、色んな市民の意見も聞かれてやられてるわけですから、是非その辺のフォロ - というか、これがあるから景観が守られている、プラスとして生活というのがありましたので、生活していく上では車も通ってます。又、田村橋通り、紅葉橋通りが、今の箕面市における道路交通網の上で、南北にわたって通る、非常に重要な交通の拠点道路として流れが変わってきております。その辺を踏まえていかないと、せっかくの配慮地区でありながら、すごい車がどんどん走るなとか、例えばゆっくり景観地区だから散策しながら歩こうと思っても、非常なスピードで車が通って危なくて歩けないとか、そういうことがあった

のではせっかく景観配慮地区で箕面市の中でごく少ないところだけで黄色の線で引いていただいておりますけども、ここ歩いたら大変なとこやったで、というようにせっかくこの景観、市民の方の意見を聴いて作られる訳ですけども、そういうフォローがないと、現実と、やっていることと、整合性がないんじゃないかと、この作られた段階と、今の状況が非常に変わってきているということ意識していただかないと、先ほど増田委員さんがおっしゃった、百楽荘の方が心配しておられたというのがありましたけども、私も桜ヶ丘2丁目の方が案内をいただいて、こんなに生活が制限されるんだったら困るなあと河辺課長さんに相談したら、ちゃんと説明されて納得はしたんですけども、それ以外にも近辺の中では、不安に思って色々もみじだよりとか出してご意見を伺ったり、了解を求めたり、広報的にはやられていますけど、フォロー的な面で、作られる限りはまち全体、この箇所を指定する限りはその辺も景観プラスアルファとして生活レベルの中でその地域を守っているという姿勢も作り上げていただきたい、担保を取っていただきたいと思うわけでございますけど、その点だけお答えいただいでよろしいでしょうか。

市（河辺課長）

景観形成というものの自体が、当然景観だけでできるものだとは思っていません。当然まちづくりであり、環境の考え方であり、様々な要因が絡み合って景観形成がなされているという風に考えておりますので、それにつきましては庁内で様々な意見交換等をしながら、適切な対応をはかっていきたいと思っております。

島村委員

単純なことですが、都市計画審議会の

案件参考資料ですね、これを読みましたら、検討課題が11項目あるんですね、これについてどう処理されるんだろうかということをお聞きしたい。いつまでも置いておくわけにいかんでしょうから、どう処理されるのかと言うことと、それと今度の条例制定によって、阪急箕面駅前、皆さんもご承知かと思いますが、今決して美しいとは思えないですが、あれがどう変わるんだろうかなと、具体的なことなんですけども、どういう風に指導していくんだろうかなと思っておりますけど、そこら辺を教えて下さい。以上です。

市（河辺課長）

検討課題につきましていつまでに、ということですけども、当然景観審議会とか色々な場所で諮っていかなければいけない内容であると考えておりました、現時点でいつまでに、と申し上げることはできませんけれども、できるだけ前向きな議論をしていきたいと考えております。

それから駅前に関しましても、現在も別途計画が作られておりますけど、その中でも景観的な配慮とか景観的な考え方は取り入れていただいておりますし、様々な時点において市の景観アドバイザーとかそうした意見を採り上げていただきたいと思っておりますので、それについても庁内で調整を図りながらやっていきたいと思っております。

増田会長

他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

そうしたら、だいたいご意見も、質問も出尽くしたと思っておりますので、景観計画について、諮問原案が妥当と判断し、これを答申の基本的な内容ということでよろしいでしょうか、ご異議ございませ

んでしょうか。

(異議なし)

よろしいでしょうか。そうしたら、異議がないということでございますので、原案どおりということでは採決したということでございます。

ただし、貴重なご意見がたくさん出ております。特に景観というのは一番最初にご意見いただいたように、日常生活の中で育まれていくものですので、是非とも箕面市の「売り」として、着実に進めていっていただきたいというのが一つと、もう一つは、多分皆さん少し判りにくい部分で、「都市景観基本計画」というのがいずれ冊子としてまとまるんであると思うんですけれども、これも少し皆さん方にご説明いただいて、全体像の方もお判り願えるような機会、この審議会のメンバーというよりも、むしろ市民全体に判っていただけるよう、内容を上手く普及啓発をしていただきたいということをお願いして、次の案件に移らせていただきたいと思っております。

案件6 市街化調整区域における土地利用方針の検討について【報告】

増田会長

それでは最後の案件でございます。これは報告案件でございますけれども、第6案件に入っていきたいと思っております。市より説明をお願いしたいと思っております。

市(上岡)

< 案件説明 >

増田会長

ありがとうございます。今後2年間にわたって調整区域の土地利用のあり方について議論を進めていきたい、についてはこういう体制とスケジュールで進

めていきたい、ということでございます。いかがでしょうか、ご意見ございませんでしょうか。

これから何回となくこの小委員会と審議会とのやりとりを、従来も都市計画道路の見直しの時にやった仕組みで一度経験しております。その時は新田委員に座長をやっていただいて、小委員会で専門的議論をしてここに投げかけていただいて、またここでの議論を受けて小委員会でやっていただいて、という仕組みでやりたいということです。今回の場合は、調整区域の土地利用のあり方ですので、農業との関係性も出てくるということで、私の方に小委員会の座長を、というご提案を市の方からいただいているということでございます。何か、ご質問なりご意見なりございましたら。笹川委員どうぞ。

笹川委員

今報告ありました、箕面市の市街化調整区域の中で、農地、営農は何ヘクタールあるか数値を掴んでおられたらお願いしたいのですが、わかりませんか。

市(広瀬次長)

申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、次の機会にでもご報告させていただきます。

笹川委員

私も、午前中は市街化区域内の農地で植え付けの準備をやってきたのですが、先般の事前説明会もお聞きして、実際市街化調整区域内の農地で農業をしている者として、新しい方針とはいえ、非常にショックでございます。

私どもは、永年先祖から受け継いだ農地を、市街化調整区域というガードに守られて、外部の方の、一般的にいう不動産業、そういう人たちが立ち入ることができなくて、地元の人たちと仲良く営農

してきた。それが今回、大規模開発はダメだと、それはよくわかりますけど、その代わりにそのコンパクトなまちづくりをやってもいいということなら、現在ガードされてきた部分が部分的に破れてくる、ということは調整区域がどんどん市街化として浸食されるということが、我々一番心配しているところがございますけど、一点だけ判っておればお聞きしたいのですが、6 - 4の「コンパクトなまちづくり実現をめざして法改正がなされた(都市機能について地域の判断を反映し、適正な立地が図れるよう関係法令も含め改正されている)」、この「関係法令」というところがございますけれども、これも私も経験しておりますけれども、平成4年におきまして、市街化農地の中でこれから更に営農したいという方につきましては、生産緑地制度というのが設けられまして、現在私も生産緑地制度を受けまして、税金等についても減免されて、もちろん市街化調整区域も減免されて農業をやっていんですが、コンパクトとはいえその地域内にはめられた、市街化になりますよと区域設定された営農されている方が、何か救済するような手だてがあるということもこの法改正にあるのかなのか、その辺だけをちょっと確認しておきたいと思えます。

市(広瀬次長)

まずここで書いております法改正なんですけど、まちづくり3法のことを意味しておりますので、都市計画法と、中心市街地活性化の関係と大規模小売店舗立地法の3つです。コンパクトシティというのは今国を挙げていわれていますけれども、大阪だけみると判りにくいですが、地方都市なんかは公共施設や大規模商業施設が郊外に出て行ってしまって、

元々人が住んでいた中心市街地が過疎化していると、それをもう一度中心市街地に戻そうというのが大きな流れで、コンパクトシティといっているわけです。その流れの中で全国の中でも、大阪においても、調整区域では基本的には大規模な商業施設は認めていかないようにしていこうという流れで、お聞きしていたら、ひょっとしたら誤解をされているかなと思ったのですが、今回の改正の趣旨というのはむしろ調整区域を守るといえるか、都市施設はできるだけ中心市街地にもっていこうという流れなので、調整区域で今までであれば大規模開発が認められていたのが認められないようにするというのは、要は調整区域を守っていこうということの表れですので、今の調整区域はコンパクトなこまぎれな開発が可能な区域に入れられた趣旨ではありませんので、今後は調整区域で何かをやる場合には、各市の地区計画というスクリーンを通して、言い換えれば、こういう市の都市計画審議会などの議を経るといってスクリーンを通して一つずつ判断しなさいという、そういう趣旨です。箕面市は、先程来ご説明申し上げておりますように、これまで調整区域というのは法では認められているものの、調整区域のままの開発というのは基本的には認めていなくて、調整区域から市街化区域に編入してからやってくださいというスタンスだったのですが、市街化区域の拡大というのが認められなくなったので、これからどうしていくという方針を持ち得ない状態になっているので、これを2年間掛けてしっかりと、調整区域の土地利用の現況であるとか、地権者の皆様のご意向であるとか、他の12万市民の皆様のご意見を踏まえたいうえでここの場で議論をして、方針化し

ていきたい。その方針ができれば、その後、個別の地区計画が提案されてきたときにその方針に基づいて判断が出来るようになるだろう、そういうことでございますのでご理解いただきたいと思います。

笹川委員

私が言いましたのは、都市計画提案者が増大する、ということは悪く言えば業者がどんどん提案してくる。その中にはめられた実質農業をしている人が、追いつめられて、「お宅だけでっせ協力せえへんのは、協力しなはれや。」ということでどんどん攻められて農地を手放していく、こういう事が起きるかもしれない。

それと生産緑地の指定を受けた現在の生産緑地農地、これによって農空間がで、周辺環境が良い、地域の人が和む、対話も出来る、色んな利点もあって、何らかの方向で残して、農業をする人も楽しくできる。もちろん、残るということは市街化農地そのままでしたら税負担が大変ですから、減免するというようなことは何らかの方法で残していかないと、これから益々箕面市の農業は衰退する。何十年かかるか判りませんが、これは必ず来ると思っていますので、もちろんこれから2年間の議論がありますけど、その点を含めて皆さんのご意見を賜りながら、これ一番大事なことは地元地域、営農者の方の意見は、営農者でもこの際市街化にしてくれ、困ると、色々両論ありますけれども、地元の方との意見交流を十分に果たしながら決定していくというのが一番大事ですので、よろしくをお願いします。

増田会長

今後の検討の方向性というのは、先ほど少し事務局の方からもご説明があっ

たように、調整区域を地区計画を使ってどんどん市街地拡大をしていこうというスタンスではなく、提案制度等でひょっとしたら地区計画が大幅に進む可能性があるのでは、どちらかというところを適切に抑制するような方向で議論をしていきたいという基本的方向だと思いますので、皆さんのご意見を聴きながら2年間かけて議論を詰めていけばなということだと思います。他よろしいでしょうか。

二石委員

都市計画にはなじまないんですけど、今は調整区域に関しましては都市計画税の課税はされていないんですが、こういう形で地区計画を策定し、調整区域のままでまちづくりが行われていきますとアンバランスが生じますよね。この検討をしていく中で、農地以外の土地について都市計画税を課税できないのか、どうなのか、課税の方針がどうあるべきなのか、このことも検討のひとつに加えていただけないかと思います。

増田会長

ありがとうございます。

色々まだご意見あろうかと思いますが、今日はこういう体制で進めますということで、多分1回の検討を進めたような段階で適切に何回かここにご報告を頂いて、ご意見を頂きながらということで、よろしいでしょうか。だいたいまだ他にご意見があるかとは思いますが、第6案件はこれから何回となく議論の場があるでしょうから、第1回の都市計画審議会を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

6案件ほぼ全部決議をいただいたわけで、必要な手続を市の方で進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。2時から5時までを設定して

おりまして、非常に長時間にわたっています。これからの参画型の中で意見交換はどんどんしていかなければならないのですが、ご発言頂くときには極力的確に、コンパクトにご意見いただいて、たくさんの方のご意見を交換できるような、我々自身ももう少し勉強しながらコンパクトに意見交換が出来るということでこれからも進めていきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、長時間にわたりましたけれども、これで第1回都市計画審議会を終了させていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。